

館山市役所本館玄関脇他自動販売機設置を目的とした  
行政財産の貸付契約に係る事業者募集要項

令和5年11月

館 山 市

## 目 次

1	募集内容	P 2
2	入札参加資格	P 3
3	募集内容に関する質問・回答	P 3
4	現地確認	P 4
5	設置事業者の選考方法	P 4
6	行政財産貸付料等	P 4
7	入札参加申込書の提出	P 5
8	入札書の提出	P 6
9	開札・落札者の決定	P 6
10	行政財産貸付申請書の提出	P 8
11	行政財産貸付の契約（設置事業者の決定）	P 8
12	自動販売機設置に係る仕様等	P 9
13	行政財産貸付の条件	P 10
14	原状回復	P 11
15	自動販売機の交換・設置の中止・他所への増設	P 11
16	費用負担	P 12
17	設置事業者及び販売実績の公表	P 12
18	協議事項	P 12
19	様式のダウンロード	P 12
20	問い合わせ先・書類の提出先	P 12

この要項は、館山市（以下、「当市」という。）が市有財産の有効活用及び市有施設来訪者へのサービスの向上を目的として、一般競争入札により募集する自動販売機の設置について、応募にかかる条件及び手続き等の必要事項を定めるものである。

## 【1 募集内容】

### （1）貸付場所

物件番号	貸付場所	所在地	設置台数	貸付面積
1	館山市役所本館玄関脇①（屋外東側）	館山市北条 1145-1	1台	1.7 m <sup>2</sup>
2	館山市役所本館玄関脇②（屋外西側）	館山市北条 1145-1	1台	1.7 m <sup>2</sup>
3	館山市役所3号館入口①（屋外北側）	館山市北条 1145-1	1台	1.7 m <sup>2</sup>
4	館山市役所3号館入口②（屋外南側）	館山市北条 1145-1	1台	1.7 m <sup>2</sup>
5	環境センター計量室前（屋外北側）	館山市出野尾 538	1台	1.7 m <sup>2</sup>
6	環境センター計量室前（屋外南側）	館山市出野尾 538	1台	1.7 m <sup>2</sup>
7	旧収集センター入口（屋外）	館山市西長田 1163-5	1台	1.7 m <sup>2</sup>
8	館山市民運動場（屋外東側）	館山市正木 4302-2	1台	1.7 m <sup>2</sup>
9	館山市民運動場（屋外西側）	館山市正木 4302-2	1台	1.7 m <sup>2</sup>
10	出野尾多目的広場（屋外）	館山市出野尾 536-1	1台	1.7 m <sup>2</sup>
11	図書館（屋外東側）	館山市北条 1740	1台	1.7 m <sup>2</sup>
12	コミュニティセンター（屋内北側）	館山市北条 740-1	1台	1.7 m <sup>2</sup>
13	コミュニティセンター（屋内中側）	館山市北条 740-1	1台	1.7 m <sup>2</sup>
14	コミュニティセンター（屋内南側）	館山市北条 740-1	1台	1.7 m <sup>2</sup>
15	館山地区公民館入口（屋外）	館山市館山 305-1	1台	1.7 m <sup>2</sup>
16	西岬地区公民館（西岬体育館入口：屋外）	館山市見物 65	1台	1.7 m <sup>2</sup>
17	豊津ホール（屋外西側）	館山市宮城 192-2	1台	1.7 m <sup>2</sup>
18	菜の花ホール入口（屋外西側）	館山市北条 1735	1台	1.7 m <sup>2</sup>

※貸付面積は自販機設置スペース、幅：1.3m、奥行：1.0m（1.3 m<sup>2</sup>）、及び容器回収箱設置スペース（2個：缶、ペット用）、幅：0.4m、奥行：0.5m（0.2 m<sup>2</sup>×2個＝0.4 m<sup>2</sup>）計 1.7 m<sup>2</sup>とし放熱スペースを含むものとする。

### （2）行政財産貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、貸付期間の更新は行わないものとする。

### （3）販売品目は清涼飲料水等（缶・ビン・ペットボトル容器）とする。

## 【2 入札参加資格】

入札に参加できるのは、次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

- (1) 館山市に本店又は支店・営業所があること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可の免許を有していること。
- (3) 市税、国税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

## 【3 募集内容に関する質問・回答】

募集内容について疑義がある場合には、当市に対して説明を求めることができる。

### (1) 提出書類

募集内容に関する質問書（別記様式第1号）

### (2) 受付期間

令和5年11月10日（金）～令和5年11月16日（木）

午前9時00分～午後5時00分

### (3) 提出方法

ファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。電話や口頭等による質問は受け付けない。なお、ファクシミリ又は電子メールで提出した場合には、質問書が届いたか、電話で確認すること。

### (4) 提出先

「20 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

### (5) 質問への回答方法

すべての質問事項及び回答をまとめ、入札参加者に対しファクシミリ又は電子メールにより回答する。

回答日時 令和5年11月17日（金）午後5時

### (6) その他

質問への回答内容はこの募集要項と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認すること。選考後、仕様等についての不知又

は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 【4 現地確認】

設置場所の現地確認は、別紙「施設担当課」に連絡し、下記期間内で日程調整をすること。

令和5年11月10日（金）～令和5年11月16日（木）

午前9時～午後3時

#### 【5 設置事業者の選考方法】

自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という）の選考は入札により行う。

「9 開札・落札者の決定」を参照

#### 【6 行政財産貸付料等】

設置事業者は、次に掲げる行政財産貸付料及び電気使用料実費相当額（以下「貸付料等」という。）の年額を、当市が発行する納入通知書により、指定する日までに納入しなければならない。

行政財産貸付料＝基本額＋販売実績割額

##### 【基本額】

物件番号1	2,290円	物件番号2	2,290円
物件番号3	2,290円	物件番号4	2,290円
物件番号5	630円	物件番号6	630円
物件番号7	630円	物件番号8	1,680円
物件番号9	1,680円	物件番号10	630円
物件番号11	1,660円	物件番号12	34,400円
物件番号13	34,400円	物件番号14	34,400円
物件番号15	1,600円	物件番号16	1,090円
物件番号17	1,680円	物件番号18	2,060円

(1) 基本額は年額とし、年度末締めとする。また、設置開始日から起算し、設置期間が1年未満の場合はこれを月割計算とする。この場合において、1月未満の場合は、1月として計算する。なお、当該額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 販売実績割額（注1）と電気使用料実費相当額（注2）は、年度末締めとする。なお、当該額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（注1）販売実績割額：各月における販売実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に入札の際に掲示された納付金料率を乗じて得た額

（注2）電気使用料実費相当額：証明用電気計器（子メーター）による年間

消費電力量÷親メーターによる年間消費電力量×親メーターで計測された年間の消費電力料（毎年度の使用実績により市が電力供給業者に支払った額）によるものとする。なお、年度途中で契約を解除した場合は解除した月の末日までとする。ただし、各施設の電力供給業者が契約期間内に変更となった場合は、算定による使用期間を実情に即して変更できるものとする。）

## 【7 入札参加申込書の提出】

入札に参加しようとする者は、あらかじめ当市に入札参加申込書を提出するものとする。入札参加資格者は、提出された書類等により入札参加資格等の審査を経て決定する。入札参加申込者へは当市から入札参加資格者の決定の有無を別紙1「入札参加資格確認通知書」にて通知（※）する。申込者はこの通知を受理した旨をすみやかに当市へ返信（※）するものとする。

（※）通知・返信は基本ファクシミリによる対応予定ですが、メール対応を希望する場合は入札参加申込書にその旨記載してください。

### （1）提出書類

- ①入札参加申込書（別記様式第2号）
- ②誓約書（別記様式第3号）
- ③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）  
発行の日から3か月以内の原本
- ④法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、許認可等の写し
- ⑤住民票 記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿「履歴事項全部証明書」）
- ⑥市税及び国税の納税証明書（当市に納税義務がない場合は国税）
- ⑦消費税及び地方消費税等の納税証明書（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）

### （2）受付期間

令和5年11月10日（金）～令和5年11月16日（木）  
午前9時00分～午後5時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### （3）提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。

郵送の場合には、書留郵便により令和5年11月16日（木）午後5時までに必着のこと。

### （4）提出先

「20 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

(5) 入札の辞退

入札参加申込書提出後、都合により辞退する場合は辞退届を提出する。  
(別記様式第4号)

**【8 入札書の提出】**

入札に参加する者は、当市に入札書を提出するものとする。(入札参加申込書を提出した者に限る。)なお、入札書は物件ごとに入札書1枚提出すること。また、提出した入札書の差し替え、撤回はできない。

(1) 受付期間

令和5年11月20日(月)～令和5年11月27日(月)  
午前9時00分～午後5時00分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出書類

入札書(別記様式第5号)  
黒インクの万年筆又は油性黒ボールペン等で記入したもの。

(3) 提出方法

入札書を定型封筒(長形3号など)に入れ、封をしたうえ、割印を上中下3ヶ所に押印(印鑑証明印)するとともに、封筒表面に「自動販売機入札書物件○」と記入し、入札参加者の名称を油性黒ボールペン等で記入したものを、持参により提出する。また、郵送により提出する場合は、入札書入りの封筒(前段の要領で作成したもの)を定型封筒(外封筒)に入れたものを提出すること。なお、郵送の場合には、書留郵便により令和5年11月27日(月)の午後5時までに必着のこととする。

(4) 提出先

「20 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

**【9 開札・落札者の決定】**

(1) 開札場所・日時：管財契約課において令和5年11月30日(木)午前9時00分に提出された入札書の開札を物件番号順に行う。入札参加者のうち立会を希望する者は、前日午後4時までに管財契約課に連絡すること。入札の際、募集物件に対し最も高い納付金料率を提示した者を落札者として決定する。ただし、貸付場所が同じ場合(例：物件番号1 館山市役所本館玄関脇①(屋外東側)、物件番号2 館山市役所本館玄関脇②(屋外西側))は一つの者が自動販売機を設置できる台数は1台とする。(例：物件番号1を落札した事業者等は、物件番号2の入札には参加できない。※例外規定あり。)

なお、納付金料率が同率となった場合は、当市が別途定める日時に、当

該同率となった入札者がくじを引くことにより、落札者を決定する。落札者を決定したときは、落札者に通知するとともに、落札者名及び納付金料率を当ホームページに掲載する。

※例外規定：同じ貸付場所（例：物件番号 1・2、物件番号 12・13・14）の物件数に入札参加者数が満たない場合には、一の者が同一カ所に 2 台を限度に自動販売機を設置することができる。

（事例）

3カ所に対し1者しか参加しない場合

	物件 1 2	物件 1 3	物件 1 4
A入札者	落札	落札	入札なし

3カ所に対し2者が参加する場合

	物件 1 2	物件 1 3	物件 1 4
A入札者	落札	参加できない	参加できる
B入札者	不落	落札	参加できる

いずれも落札の条件を満たしていることが前提です。

（2）納付金料率

納付金料率は、アラビア数字で小数点第 2 位までを記入することとする。

（3）入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- ①入札参加申込書及びその添付書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ②入札参加資格がない者が入札したもの
- ③入札書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかったもの
- ④入札書に記載すべき事項が記載されていないもの
- ⑤入札書に入札者の記名押印がないもの（押印は印鑑証明のあるものに限る。）
- ⑥入札書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑦入札書に記載した内容が分明でないもの
- ⑧入札書に記載した納付金料率を訂正したもの
- ⑨入札書に虚偽の内容が記載されているもの
- ⑩入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ⑪その他入札に関する条件に違反したもの
- ⑫その他、審査を行うに当たって不相当と認められるもの



## 【10 行政財産貸付申請書の提出】

自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第2項第4号（昭和22年法律第67号）に規定する行政財産の貸付（以下、「行政財産貸付料」という。）により行う。落札者は、令和5年12月8日（金）午後5時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに、行政財産貸付の申請書を提出しなければならない。行政財産貸付申請書の受理は提出された書類等により、審査を経て決定する。受理若しくは不受理が決定した場合、当市から別紙2「行政財産貸付申請受理通知」により通知（※）する。申請者は、この通知を受理した旨をすみやかに当市へ返信（※）するものとする。

（※）通知・返信は基本ファクシミリによる対応予定ですが、メール対応を希望する場合は行政財産貸付の申請書にその旨記載してください。

なお、指定する期日までに正当な理由なくして行政財産貸付の申請が成されなかった場合、又は審査の結果、当該申請が不受理となった場合は、落札者の決定を取り消す。この場合には、入札の際に当初の落札者について高い納付金料率を提示した者を繰り上げて、落札者として決定する。

### 提出書類

- ①行政財産貸付申請書
- ②設置場所における自動販売機の配置図  
設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の配置、仕様がわかるもの。
- ③設置する自動販売機の規格書及びカタログ（仕様、寸法、消費電力等が確認できるもの）
- ④販売品目等一覧表（別記様式第6号）
- ⑤自動販売機の管理関係等に関する届出書（別記様式第7号）

## 【11 行政財産貸付の契約（設置事業者の決定）】

### （1）設置事業者の決定

行政財産貸付の契約は、令和5年12月22日（金）までに行う。契約の締結後、落札者は設置事業者として決定する。

### （2）契約の解除

次のいずれかに該当するときは、行政財産貸付の契約を解除する場合がある。

- ①貸付場所を当市において公用または公共用に供する必要を生じたとき。
- ②設置事業者が本貸付契約の義務に違反すると認められたとき。
- ③設置事業者が貸付料等その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

- ④本契約にかかり設置事業者が当市に提出した入札参加申込書、行政財産貸付申請書、その他提出書類の内容について虚偽の事実が認められたとき。
- ⑤設置事業者の手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- ⑥設置事業者が差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- ⑦設置事業者が破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- ⑧当市の書面による承諾なく、設置事業者が1か月以上貸付物件を使用しないとき。
- ⑨当市の信用を著しく失墜させる行為を設置事業者がしたとき。
- ⑩設置事業者の信用が著しく失墜したと当市が認めるとき。
- ⑪本契約にかかる事業の履行に関して、法令等の規定により許可等を要する場合で設置事業者がその取り消しを受けたとき。
- ⑫設置事業者が資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、当市が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- ⑬貸付物件及び貸付物件が所在する行政財産としての用途又は目的を妨げると認めたとき。
- ⑭前各号に準ずる事由により、当市が契約を継続しがたいと認めたとき。
- ⑮設置事業者又は設置事業者の役員等が館山市暴力団排除条例の規定に該当する者であることが判明したとき。

なお②から⑮までに該当して行政財産貸付の契約を解除された場合には解除した日から3年間、当市が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができない。また、年度途中において契約を解除した場合、設置事業者は「6行政財産貸付料等」により算定した貸付料等を指定期日までに当市に納付するものとする。

## (2) 契約の終了

本契約は更新がなく、貸付期間の満了により終了する。

## 【1.2 自動販売機設置に係る仕様等】

### (1) 設置する施設の概要

「1 募集内容」(1)を参照

### (2) 設置期間

「1 募集内容」(2)の行政財産貸付期間とする。ただし、設置期間であっても、当市が公用・公共用に供するため必要とするときなどは、

契約を解除する場合がある。この場合事業者に損害が生じても当市はその賠償の責を負わないものとする。

(3) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類の缶、びん、ペットボトルなどの密閉式の容器入りとし、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）を除くこと。なお、夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

(4) 販売価格

販売価格については、標準小売価格の9割以下とすること。

(5) 自動販売機の規格等

- ①自動販売機は、位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置すること。
- ②設置事業者の負担により、自動販売機の電気使用量を計測するための証明用電気計器（子メーター）を設置すること。
- ③自動販売機は、省エネタイプのノンフロン対応機種であること。
- ④施設の閉庁日や閉庁時間に、照明の自動消灯・減光などが可能なセンサーやタイマー機能を有する機種とするように努めること。
- ⑤自動販売機の設置に当たっては、コンセント一つに対して、差込プラグを一つとして使用すること。
- ⑥自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を施すこと。
- ⑦自動販売機及び回収ボックス等設置について、管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

**【13 行政財産貸付の条件】**

- ①契約目的以外の用途に使用しないこと。
- ②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ③貸付料等を当市が指定する期日までに納付すること。
- ④募集要項、仕様書及び契約書に定める事項を遵守すること。
- ⑤各月の自動販売機の販売実績（商品別の販売数量、販売額）を記録し、当該年度分を市の指定する日までに書面により当市へ報告すること。また、当市が自動販売機の販売実績等に関する調査を行う場合には、協力すること。
- ⑥販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路等については、当該施設の管理者の指示に従うこと。
- ⑦自動販売機の故障発生や問い合わせ・苦情等への対応、商品の賞味期限や商品の補充などの在庫管理、販売代金の保管・回収など、自動販売機

の維持管理については、設置事業者の責任において適切に対応すること。  
なお、自動販売機に故障発生時の際の連絡先を明記すること。

- ⑧前⑦に掲げる自動販売機の維持管理の一部を第三者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、「自動販売機の管理関係等に関する届出書」に当該委託契約書又は協定書等の写しを添えて、当市へ提出すること。なお、維持管理の全てを第三者に委託できないものとする。
- ⑨自動販売機設置場所には使用済容器の分別回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済み容器は、他社製品の持ち込み等を問わず、設置事業者の責任において適切に回収・処分すること。
- ⑩衛生管理については、関係法令等を遵守するとともにその徹底を図ること。また、自動販売機の設置に当たり、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。なお、これらの手続き等を要する場合には、当該手続き等の完了後に、自動販売機の設置を行うこと。
- ⑪自動販売機の転倒、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、当市及び第三者に損害を与えた場合は、設置事業者の責任においてその一切を解決すること。また、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、設置事業者の負担において速やかに復旧すること。これらの場合に、当市の責に帰すべき事由が明らかな場合を除き、当市は一切の責任を負わないものとする。
- ⑫当市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係ない広告等を表示しないこと。
- ⑬夏季及び冬季の電力需要が高まる時間帯において、節電対策を実施すること。

#### 【14 原状回復】

設置期間が満了する場合には、その満了する日までに原状回復を行ない、当市の担当者の確認を受けること。また、契約が解除された場合や自己都合により自動販売機を撤去する場合には、当市が指定する期日までに、原状回復を行ない、当市の担当者の確認を受けること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を当市に請求することはできない。

#### 【15 自動販売機の交換・設置の中止・他所への増設】

##### (1) 自動販売機の交換

設置している自動販売機の交換を行なおうとする場合は、あらかじめその旨を当市に申し出て、承諾を受けること。

##### (2) 自己都合による自動販売機の設置の中止

貸付期間が満了する前に、設置事業者の都合により自動販売機の設置を中止しようとする場合は、義務の不履行として契約の解除となる。なお、この場合、設置事業者はその中止をしようとする日の2か月前までに書面により当市に申し出てものとする。

### (3) 自動販売機の増設

当市が必要と判断し、施設内に自動販売機を増設する場合、このことによつて、既に設置していた自動販売機の販売が減少したとしても、設置事業者は一切の補償を当市に請求することはできない。

## 【16 費用負担】

この募集要項に基づく入札の参加、行政財産貸付申請等に要する費用はその手続きを行なった者の負担とし、自動販売機（証明用電気計器等を含む。）、の設置、交換、撤去、安全対策、維持管理等に要する一切の費用は設置事業者の負担とする。

## 【17 設置事業者及び販売実績の公表】

自動販売機の設置事業者及び販売実績（販売数量、販売額）については、今後の募集の際などに公表する場合がある。

## 【18 協議事項】

募集要項、仕様書及び契約書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、当市と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。

## 【19 様式のダウンロード】

館山市ホームページからダウンロード可能

## 【20 問い合わせ先・書類の提出先】

〒294-8601

館山市北条1145番地1

館山市役所総務部 管財契約課 管財係

TEL 0470-22-3296

FAX 0470-20-1505

E-mail [kankei@city.tateyama.chiba.jp](mailto:kankei@city.tateyama.chiba.jp)

館山市  
総務部 管財契約課 様

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(法人名及び代表者名)

担当者氏名  
電 話 番 号  
F A X 番 号  
電 子 メ ー ル

質 問 書

自動販売機設置の入札について次のとおり質問します。

質問 番号	募集要項のページ	質 問 内 容

(備考)

1. 用紙はA4版としてください。
2. 質問事項ごとに番号を付けてください。
3. 質問する内容が記載されている募集要項のページを記載してください。(例:「募集要項 P.4  
6 (1)行政財産貸付料等)

様式第2号

行政財産貸付に関する一般競争入札参加申込書

令和5年11月30日に執行される行政財産貸付に関する一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

記

入札物件

参加希望	物件番号	設置場所	所在地
	1	館山市役所本館玄関脇①（屋外東側）	館山市北条 1145-1
	2	館山市役所本館玄関脇②（屋外西側）	館山市北条 1145-1
	3	館山市役所3号館入口①（屋外北側）	館山市北条 1145-1
	4	館山市役所3号館入口②（屋外南側）	館山市北条 1145-1
	5	環境センター計量室前（屋外北側）	館山市出野尾 538
	6	環境センター計量室前（屋外南側）	館山市出野尾 538
	7	旧収集センター入口（屋外）	館山市西長田 1163-5
	8	館山市民運動場（屋外東側）	館山市正木 4302-2
	9	館山市民運動場（屋外西側）	館山市正木 4302-2
	10	出野尾多目的広場（屋外）	館山市出野尾 536-1
	11	図書館（屋外東側）	館山市北条 1740
	12	コミュニティセンター（屋内北側）	館山市北条 740-1
	13	コミュニティセンター（屋内中側）	館山市北条 740-1
	14	コミュニティセンター（屋内南側）	館山市北条 740-1
	15	館山地区公民館入口（屋外南側）	館山市館山 305-1
	16	西岬地区公民館（西岬体育館入口：屋外）	館山市見物 65
	17	豊津ホール（屋外東側）	館山市宮城 192-2
	18	菜の花ホール入口（屋外西側）	館山市北条 1735

年 月 日

館山市長 森 正 一 様

申込 人	住所 (所在地)	電話	( )
	(フリガナ) 氏 名 法人名及び代表者名	印	

- (注) 1 入札に参加する物件について、参加希望欄に○を付してください。  
 2 使用する印鑑は印鑑登録証明書に登録された印鑑としてください。  
 3 印鑑登録証明書を添付してください。

## 誓約書

私は、館山市が実施する行政財産貸付の入札に参加するに当たり次の事項を誓約します。

- 1 入札申込書の提出に際し、「館山市役所本館玄関脇他自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る事業者募集要項」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 上記募集要項の「2 入札参加資格」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、館山市ホームページ等に設置事業者名及び販売実績（販売数量、販売額）を掲載することに同意します。
- 4 私または代理人が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者及び館山市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第3号）に規定する者でないことを誓約します。

年 月 日

館山市長 様

住 所  
(所在地)

氏 名  
(法人名及び代表者名)

印  
(印鑑証明印)



## 入札辞退届

年 月 日

館山市長 様

(〒 - )

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電話番号

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

印

(印鑑証明印)

### 入札物件

物件番号	所在地	設置場所

※募集要項記載のとおり記入してください。

上記について、行政財産貸付の入札参加の申込みをしましたが、都合により辞退します。

様式第5号

# 入 札 書

年 月 日

館山市長 様

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

物件番号及び納付金料率

物件番号	所在地	設置場所	納付金料率
	館山市		%

館山市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり入札します。

- 1 募集要項に記載されている物件番号を記入してください。
- 2 納付金料率はアラビア数字で小数点第2位までを記入してください。
- 3 納付金料率の訂正は無効です。
- 4 記名押印がないものは無効です。
- 5 物件番号及び納付金料率欄に記載がないものは無効です。
- 6 物件番号ごとに入札書1枚を使用してください。
- 7 物件ごとに必ず封筒に封入し、封筒の裏面に物件番号を記入してください。

(様式第 6 号)

[入札者名] \_\_\_\_\_

[物件番号] \_\_\_\_\_

販 売 品 目 等 一 覧 表

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売 価格(円)	売値(円)	備考

- (注) 1 この「販売品目等一覧表」は、入札者が予定している商品のメーカー名、商品名、規格 (内容量)、容器の種類、標準小売価格 (税込)、売値 (税込) を記載する。
- 2 容器の種類欄には、「缶・びん・ペットボトル・紙コップ・紙パック」のいずれかを記載する。

(様式第7号)

自動販売機の管理関係等に関する届出書

年 月 日

館山市長 様

(〒 - )

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電話番号

印

(印鑑証明印)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

下記設置の自動販売機に係る個別業務等の実施者について、次のとおり届出ます。

物件番号	所在地	設置場所

【個別業務の実施者】

区 分	実施者／所属部署	連絡先（電話番号）
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応者		
商品の補充者		
売上代金の回収者		
その他（ ）		
その他（ ）		

※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

年 月 日

館山市長 様

申請人 住 所  
(所在地)  
氏 名  
(法人名及び代表者名)

印

### 行政財産貸付申請書

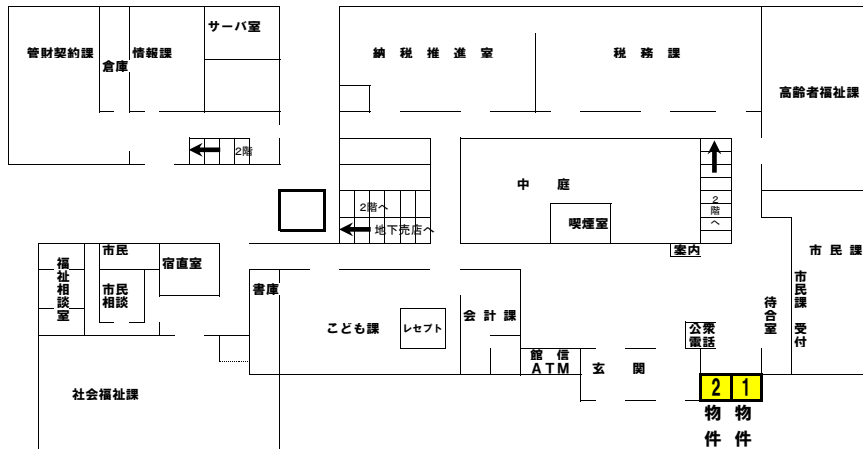
自動販売機の設置にかかる行政財産の貸付について下記のとおり申請します。

#### 記

使用しようとする財産の所在	館山市
施 設 名	
場 所	
貸 付 面 積	
目 的 ・ 使 用 の 方 法	自動販売機及び容器回収箱の設置
使用しようとする期間	年 月 日から 年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	
添 付 書 類	

# 自動販売機設置場所 (館山市役所)

## 2号館 本館



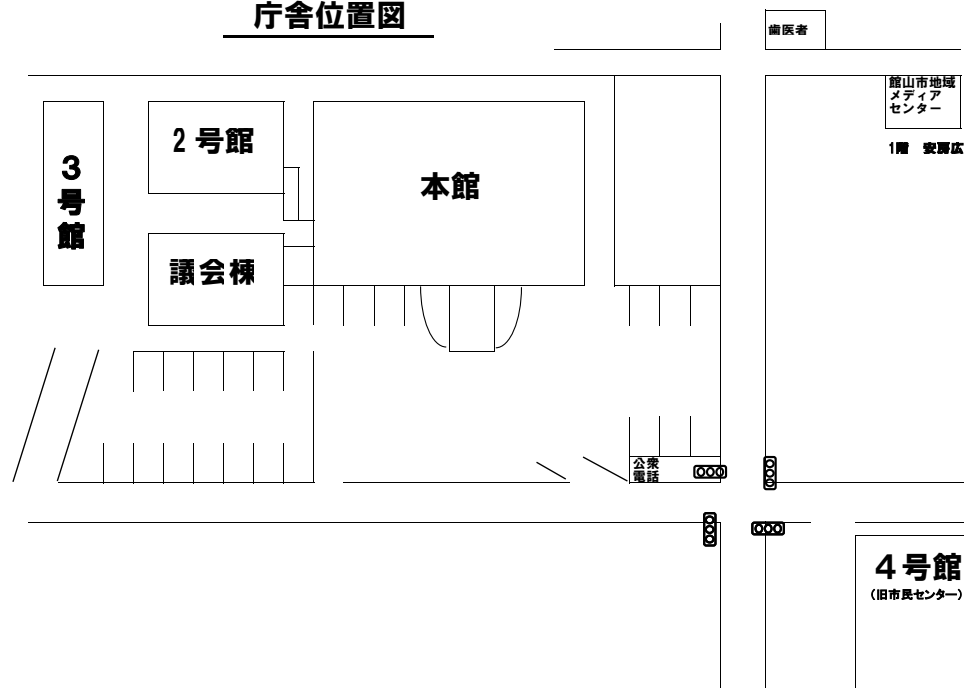
## 3号館



■ 自動販売機設置場所 (6箇所)

物件1、物件2： 本館前屋外  
 物件3、物件4： 3号館前屋外

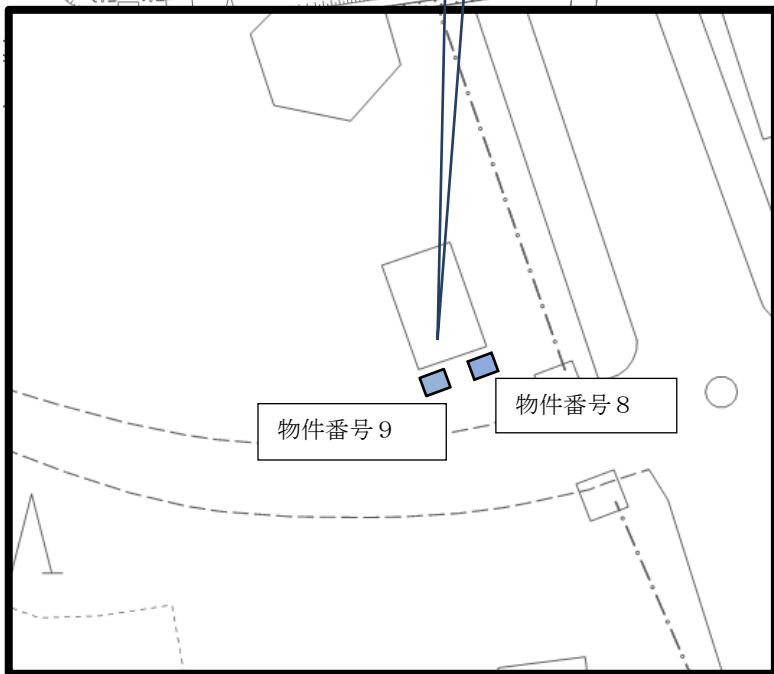
## 庁舎位置図



自動販売機設置場所(環境センター・旧収集センター・出野尾多目的広場)



自動販売機設置場所(市民運動場)





# 館山市図書館 自動販売機設置場所図

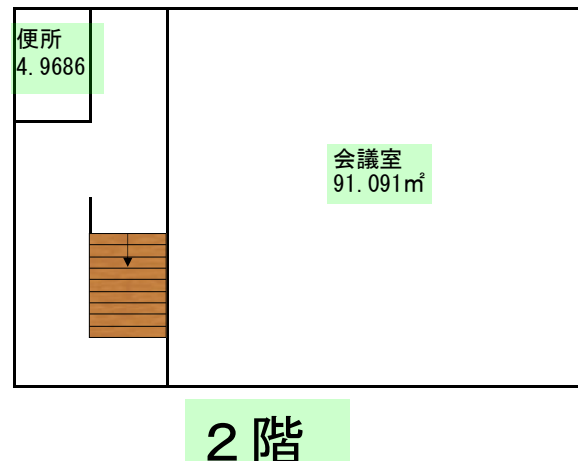
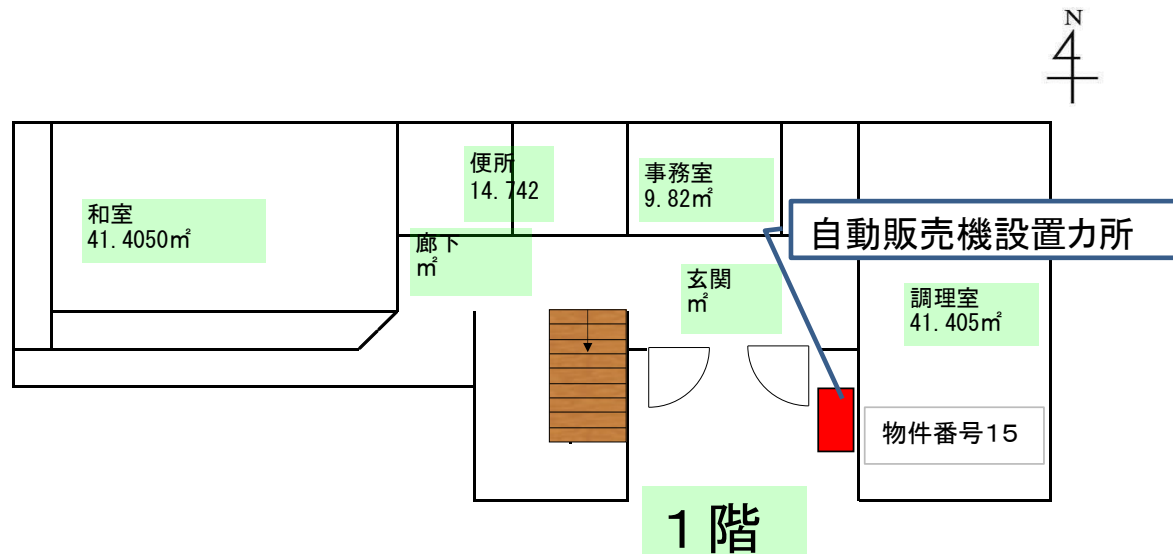


物件番号 1 1

# 自動販売機設置場所（館山市コミュニティセンター）



# 館山市館山地区公民館



西岬市民体育館

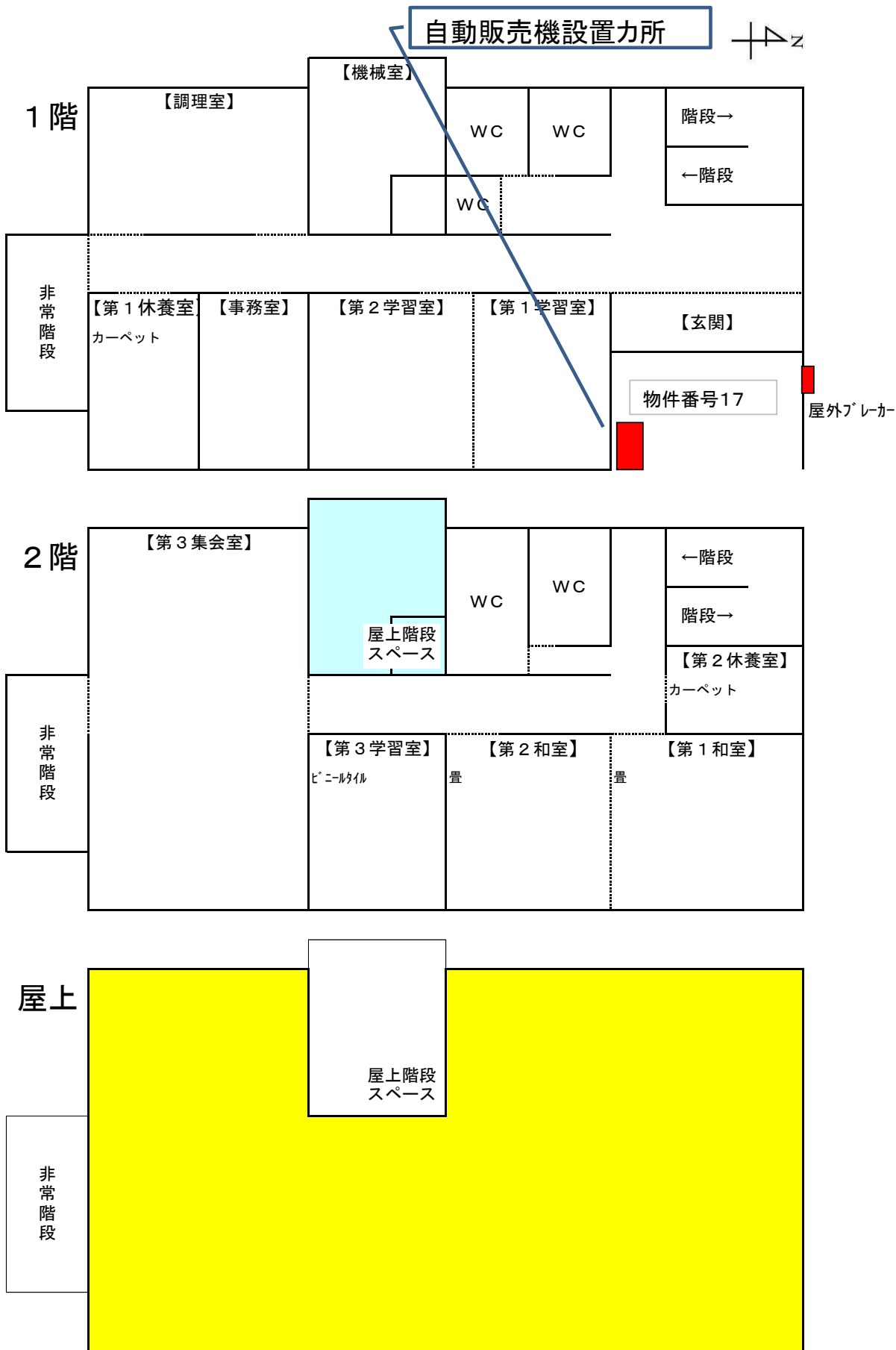


自動販売機設置力所

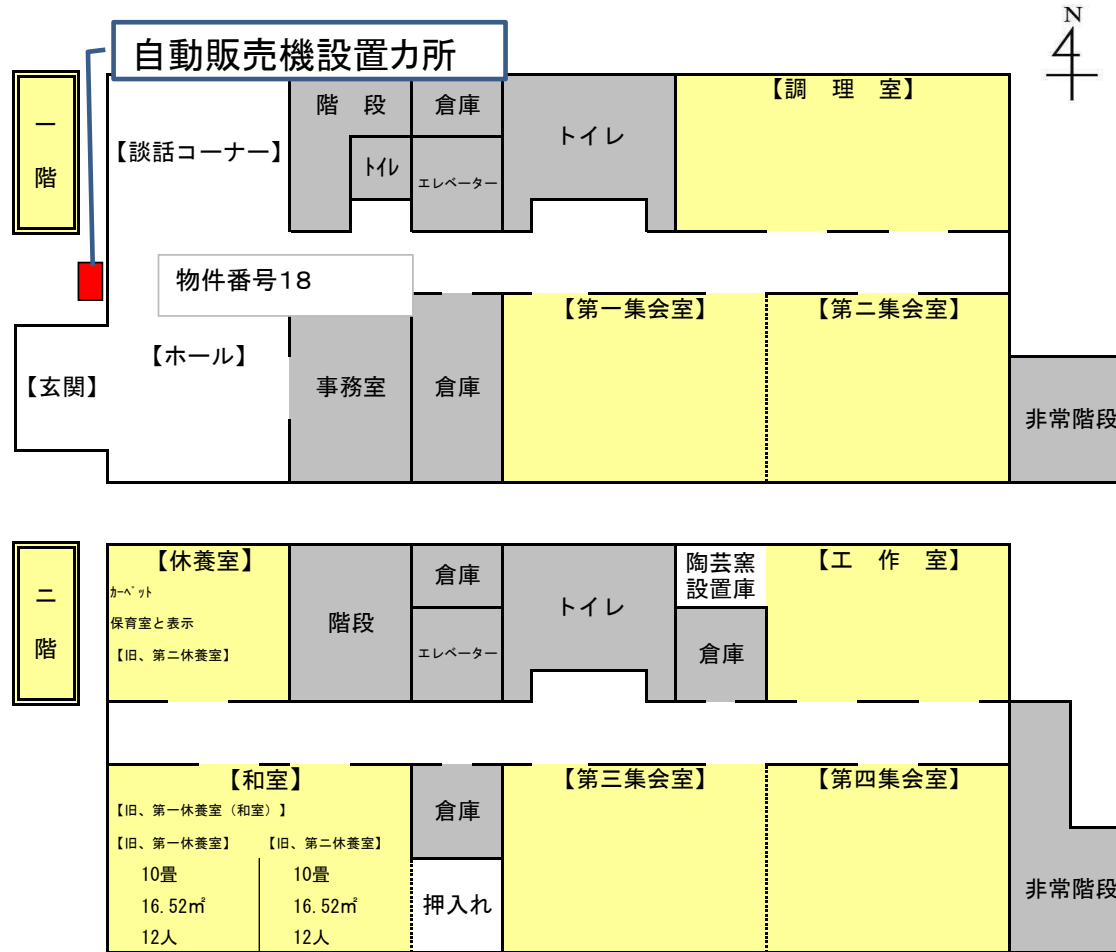


物件番号16

# 豊津地区学習等供用施設（豊津ホール）



# 中央地区学習等供用施設（菜の花ホール）



## 別紙：施設担当課

NO	貸付場所	所在地	施設担当課	連絡先
1	館山市役所本館玄関脇①（屋外東側）	館山市北条1145番1	管財契約課	0470-22-3296
2	館山市役所本館玄関脇②（屋外西側）	館山市北条1145番1	管財契約課	0470-22-3296
3	館山市役所3号館入口①（屋外北側）	館山市北条1145番1	管財契約課	0470-22-3296
4	館山市役所3号館入口②（屋外南側）	館山市北条1145番1	管財契約課	0470-22-3296
5	環境センター計量室前（屋外北側）	館山市出野尾538番	環境センター	0470-23-3033
6	環境センター計量室前（屋外南側）	館山市出野尾538番	環境センター	0470-23-3033
7	旧収集センター入口（屋外）	館山市西長田1163番5	環境センター	0470-23-3033
8	館山市民運動場（屋外東側）	館山市正木4302番2	スポーツ課	0470-22-3696
9	館山市民運動場（屋外西側）	館山市正木4302番2	スポーツ課	0470-22-3696
10	出野尾多目的広場（屋外）	館山市出野尾536番1	スポーツ課	0470-22-3696
11	図書館（屋外東側）	館山市北条1740番	図書館	0470-22-0701
12	コミュニティセンター（屋内北側）	館山市北条740番1	中央公民館	0470-23-3111
13	コミュニティセンター（屋内中側）	館山市北条740番1	中央公民館	0470-23-3111
14	コミュニティセンター（屋内南側）	館山市北条740番1	中央公民館	0470-23-3111
15	館山地区公民館入口（屋外南側）	館山市館山305番1	中央公民館	0470-23-3111
16	西岬地区公民館（西岬体育館入口：屋外）	館山市見物65番	中央公民館	0470-23-3111
17	豊津ホール（屋外東側）	館山市宮城192番2	中央公民館	0470-23-3111
18	菜の花ホール入口（屋外西側）	館山市北条1735番	中央公民館	0470-23-3111